

食材王国みやぎロゴマーク等使用ガイドライン

このガイドラインは、「食材王国みやぎ」ロゴマーク（商標登録番号 4813491）及び下記の22種類のキャラクター（以下「ロゴマーク等」という。）をご活用いただく上でロゴマーク等の使用条件、使用方法等について定めたものです。

第1 ロゴマーク等使用の前提

「食材王国みやぎ」ロゴマーク等をご利用いただく際には、「食材王国みやぎ取組宣言」又は「食材王国みやぎ応援宣言」制度にご登録いただき、「取組宣言者」又は「応援宣言者」（以下「宣言者」という。）になっていただく必要があります。

第2 ロゴマーク等の種類

(1) ロゴマーク黄色バージョン



(2) ロゴマーク白バージョン



(3) キャラクター22種類

ツナ次郎	もうすけ	ささかまくん	コメッチ	ベリーちゃん	きのぴょん	トマぴょん	はくさい太郎
キューちゃん	なすピー	ねぎっち	えだまめくん	なっしー	アップルちゃん	ほやもん	ウニーニョ
カッキー	サンまくん	はぜ介	ホタテッチ	あさりちゃん	サメ吉		

第3 ロゴマーク等の使用対象

(1) 「取組宣言者」

取組宣言者が生産又は製造する農林水産物・加工食品の包装、容器及びパンフレット、ホームページ、名刺等への使用を想定しております。

農林水産物のパッケージ等への使用については、宮城県内で栽培、生産、採取、水揚げされたもののみを使用対象とします。

加工食品のパッケージ等への使用については、原材料（調味料を除く。）に県内産の農林水産物が含まれているもののみを使用対象とします。

商品パッケージにロゴマーク等を使用する際には、当該商品の原材料に県内産の農林水産物を使用していること等の表示に心がけて下さい。

(2) 「応援宣言者」

応援宣言者が開催する催事、フェア等のチラシ、パンフレット、メニュー、会社のホームページ、名刺等に使用することを想定しております。

第4 ロゴマーク等の使用申し込み

ロゴマーク等の使用を希望する「宣言者」は、「食材王国みやぎロゴマーク等使用申込書」（様式第1号）に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、宮城県農政部食産業振興課に申し込み下さい。

【提出先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県 農政部 食産業振興課

電話 022-211-2813 FAX 022-211-2819

e-mail : s-brand@pref.miyagi.lg.jp

第5 ロゴマーク等使用上の留意事項

ロゴマーク等を使用する際は、以下の事を守ってください。

(1) ロゴマーク等を使用する場合には、以下の「宣言文」をそれぞれ挿入ください。

① 「取組宣言者」がロゴマーク等を使用する場合

「わたしたちは、真摯なものづくりに取り組んでいます。」

② 「応援宣言者」がロゴマーク等を使用する場合

「わたしたちは、「食材王国みやぎ」を応援しています。」

※上記各宣言文中、「わたしたち」に代わり宣言者名を入れることも可能です。

(2) ロゴマーク等の変形、又はロゴマーク等を他の図形や文字と重ねて使用しないで下さい。

- (3) ロゴマークは原則として指定のバージョンを使用して頂きますが、印刷物等の仕様によっては、ロゴマークのイメージを損なわない範囲において、背景色に他の色を使用しても差し支えありません。
- (4) いずれのキャラクターも、必ずロゴマークと合わせて使用してください。
- (5) 使用に当たっては、「食材王国みやぎ」のイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上に心がけて下さい。

第6 ロゴマーク等使用の取り止め

ロゴマーク等使用者が、ロゴマーク等の使用を止めた場合（使用期間のあるもので、期日の到来によるものは除く。）には、「食材王国みやぎロゴマーク等使用廃止届」（様式第2号）に必要事項を記載の上、宮城県農政部食産業振興課に届出ください。

第7 ロゴマーク等使用の取り消し

ロゴマーク等使用者が次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を取り消す場合があります。

- (1) 「食材王国みやぎ」取組宣言制度、「食材王国みやぎ」応援宣言制度の趣旨に反した行為を行ったとき
- (2) 県が行う事業又は県が支援等を行う上で、支障が生ずるとき
- (3) 定められた使用方法によって使用しないと認められるとき
- (4) その他、宮城県又は「食材王国みやぎ」の品位を落とすおそれがあるとき